

○裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程

昭和二十七年十一月五日

最高裁規程第一六号

改正 昭和四二年五月三十一日最高裁規程第五号

昭和四六年三月三十一日最高裁規程第三号

昭和四九年四月一〇日最高裁規程第三号

昭和五〇年四月二日最高裁規程第一号

昭和五二年四月二七日最高裁規程第一号

平成三年四月一七日最高裁規程第二号

平成八年六月二六日最高裁規程第一号

第一条 裁判長又は一人の裁判官が裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）に退廷命令の執行その他法廷の秩序維持のために必要な事務を命じた場合において、その執行に危険を伴うときは、当該職員（最高裁判所の指定する職員を除く。）に特別警備手当を支給する。

2 前項の規定は、裁判所又は裁判官が法廷外の場所で職務を行う場合に職員に退去命令の執行その他裁判所又は裁判官の職務の執行に対する妨害を防ぐために必要な事務を命じた場合及び裁判所又は裁判官が職員に法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第三条第二項の規定により拘束を命じた場合において、その執行に危険を伴うときに準用する。最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の長並びに簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が職員に警備を命じた場合において、その警備が法廷の秩序維持又は裁判所若しくは裁判官の職務の執行に対する妨害を防ぐために必要で、かつ、危険を伴うものであるときも同様とする。

第二条 特別警備手当の額は、勤務一時間（一時間未満の端数がある場合において、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。）につき百五十円とする。ただし、一日を通じて九百円（職員の心身に著しい負担を与えると最高裁判所が認める勤務に従事した場合にあっては、千五十円）を超えることはできない。

第三条 特別警備手当の給与期間は、月の一日から末日までの期間とし、各給与期間の特別警備手当は、次の給与期間の俸給の支給定日に支給する。

附 則

- 1 この規程は、昭和二十七年十一月五日から施行し、昭和二十七年七月一日から適用する。
- 2 この規程の施行期日前に支給原因を生じた特別警備手当の支給は、第三条の規定にかか

わらず、この規程施行後における最初の俸給の支給定日にする。

附 則（昭和四二年五月三十一日規程第五号）

この規程は、昭和四十二年五月三十一日から施行し、改正後の裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程の規定は、同年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年三月三十一日規程第三号）

この規程は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年四月一〇日規程第三号）

この規程は、昭和四十九年四月十一日から施行し、この規程による改正後の裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程の規定は、同月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年四月二日規程第一号）

この規程は、昭和五十年四月二日から施行し、この規程による改正後の裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程の規定は、同月一日から適用する。

附 則（昭和五二年四月二七日規程第一号）

この規程は、昭和五十二年四月二十七日から施行し、この規程による改正後の裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程の規定は、同月一日から適用する。

附 則（平成三年四月一七日規程第二号）

この規程は、平成三年四月十七日から施行し、この規程による改正後の裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程の規定は、同月一日から適用する。

附 則（平成八年六月二六日規程第一号）

この規程は、平成八年六月二十六日から施行し、この規程による改正後の裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程の規定は、同年四月一日から適用する。